

お詫びと訂正のお願い

月刊警察第36巻第6号に誤りがありました。深くお詫び申し上げます。以下のとおり訂正し、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

〔訂正箇所〕 108 ページ 刑法論文「事後強盗罪の成否」
「4 結論」

誤 「甲は、事後強盗に当たる行為をし、その結果としてAを死に至らせているが、窃盗は未遂にとどまるので、結局、事後強盗未遂罪の刑責を負う。」

正 「甲は、事後強盗に当たる行為をし、その結果としてAを死に至らせている。本件において、窃盗は未遂にとどまっているが、事後強盗により人を死に至らせたときは、窃盗が未遂であっても、事後強盗致死罪（未遂犯ではなく既遂犯）が成立するから、甲は同罪の刑責を負う。」